

# 歴史まちづくり法の概要

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(H20.5.23全会一致で成立、同年11.4施行)

**【法の目的】** 歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与。

歴史的風致とは、城郭や社寺、史跡等の歴史上価値の高い建造物とその周辺の町家等の建築物、街道や水路等の土木施設等と、地域住民等によって保存されてきた産業、祭礼行事、民俗芸能等の伝統的な活動とが一体となって醸し出している歴史的な風情、情緒、佇まいといった良好な市街地の環境

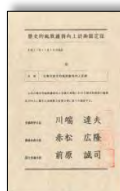
## 基本方針(国が作成)

### 歴史的風致維持向上計画 (市町村が作成)

- 歴史的風致の維持・向上に関する方針
- 重点区域の位置・区域
- 文化財の保存・活用に関する事項
- 歴史的風致維持向上施設の整備・管理に関する事項
- 歴史的風致形成建造物の指定方針等
- 計画期間 等

### 国による認定

(文部科学大臣、  
農林水産大臣、  
国土交通大臣)



### 認定歴史的風致維持向上計画

## 重点的な支援

### 法律上の特例措置

- 歴史的建造物修理への技術的支援(法第21条)



- 地域の実情に応じた景観規制(屋外広告物法第28条)



- 法定協議会による事業主体間の連携(法第11条)

### 事業による支援

- 社会資本整備総合交付金等(例)歴史的建造物の修理・買取



- (例)都市公園内の城跡の復原



# 認定歴史的風致維持向上計画に対する主な支援措置

## ①社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

- 公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好な街なみの維持・再生を支援
- 歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原を補助対象に追加

## ②社会資本整備総合交付金（都市公園事業）

- 地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援
- 古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものを補助対象に追加

## ③社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）

- 地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援
- 交付率の上限を40%→45%へ嵩上げ、電線電柱類移設等を基幹事業に追加



重点区域

城址(国指定史跡)  
城郭(重要文化財)

大名庭園  
(国指定史跡)

- コアとなる国指定文化財等
- ▲ 歴史的風致形成建造物